

# 新型コロナウイルス感染症により影響を受けて

## 個人・世帯向けの主な支援

給付	全ての皆さまに	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている人に対し、 <b>1人当たり10万円を給付</b> します。	お住まいの市町村または 総務省コールセンター ☎0120-260020
	子育て世帯に	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 <b>対象児童1人当たり1万円を支給</b> します。	お住まいの市町村または 内閣府コールセンター ☎0120-271-381
	感染の疑いなどで 無給や減給になった	国民健康保険・ 後期高齢者医療 制度の傷病手当金	新型コロナウイルスに感染または感染が疑われたため、仕事を休み、無給や減給になった人に対し、傷病手当金が支給される場合があります。	お住まいの市町村 (組合員は国保組合、後期 高齢者医療制度は後期高 齢者医療広域連合)

貸付	生活資金に不安がある	緊急小口資金 (主に休業された人向け)	貸付額 <b>20万円以内</b> 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	お住まいの市町村の 社会福祉協議会
		総合支援資金 (主に失業された人向け)	貸付額 単身世帯 <b>月15万円以内</b> 複数世帯 <b>月20万円以内</b> 貸付期間 原則3カ月以内 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	

減免・猶予	納税が難しい	納税の猶予	一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度があります。今年2月以降、収入が前年同期比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度が受けられます。	国税:各税務署 県税:各県税事務所 市町村税:各市町村
	国民健康保険料(税)などが払えない	国民健康保険料(税)などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料(税)の減免や納付猶予を受けられることがあります。(滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口負担に公費適用があります)	お住まいの市町村 (組合員は国保組合、後期 高齢者医療制度は後期高 齢者医療広域連合)
	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除・納付の猶予	一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、免除や納付の猶予が適用されることがあります。	お住まいの市町村または お近くの年金事務所
	公共料金が払えない	公共料金などの支払いの猶予	上下水道、電気、ガス、通信費など、支払いの猶予が受けられる場合があります。	各電気・ガス・水道・ 通信事業者
	県貸付金の返済ができない	県貸付金の支払いの猶予	個々の状況に応じて、支払猶予などが可能となる場合があります。	各貸付金担当課

住まい	家賃が払えない(民間賃貸など)	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 支給期間 原則3カ月(最長9カ月)	お住まいの市または 県(町村を所管)の 自立相談支援機関
	家賃が払えない(県営住宅の人)	家賃の減額・支払いの猶予	収入が著しく下がった場合、家賃の <b>1/4から3/4を減額</b> 、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。	福岡県住宅供給公社の 各管理事務所
	解雇などにより住居から退去しなければならない	県営住宅などの一時提供	提供期間 最長2年(6カ月ごとの更新) 家賃 入居する住宅家賃の1/2	

雇用	働く場を失った、アルバイト収入が減った	緊急短期雇用創出事業	学生・留学生を含め働く場を失った人向けに、緊急に短期の働く場を提供します。	県の各労働者支援事務所 福岡 ☎092-735-6149 北九州 ☎093-967-3945 筑後 ☎0942-30-1034 筑豊 ☎0948-22-1149
----	---------------------	------------	---------------------------------------	--